

**2024年 第79回国民体育大会・
第24回全国障害者スポーツ大会
に向けた募金の方策**

1. 国民体育大会・全国障害者 スポーツ大会の概要

国民体育大会 (昭和21年～)

目的

- スポーツの普及
- 健康増進と体力向上
- 地方スポーツの振興と地方文化の発展
- 国民生活を明るく豊かに



会期

- 9月中旬～10月中旬のうち11日間以内
- 開催3年前に決定
- 水泳など会期前に実施する競技もある
- 秋に開催される本大会とは別に冬季大会もある



実施競技

- 実施競技は、4年ごとに見直し
- 滋賀県で開催する国体の実施競技は平成27(2015)年度に決定される予定
- 都道府県対抗で実施
- 「正式競技」は、天皇杯(男女総合成績)、皇后杯(女子総合成績)の対象
- そのほか、「特別競技」「公開競技」「デモンストレーションスポーツ」がある



第74回（2019年）～第77回（2022年）の実施競技

<正式競技> 37競技

○毎年実施競技(36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

○隔年実施競技(1競技)

銃剣道またはクレ射撃

<特別競技> 1競技

高等学校野球(硬式・軟式)

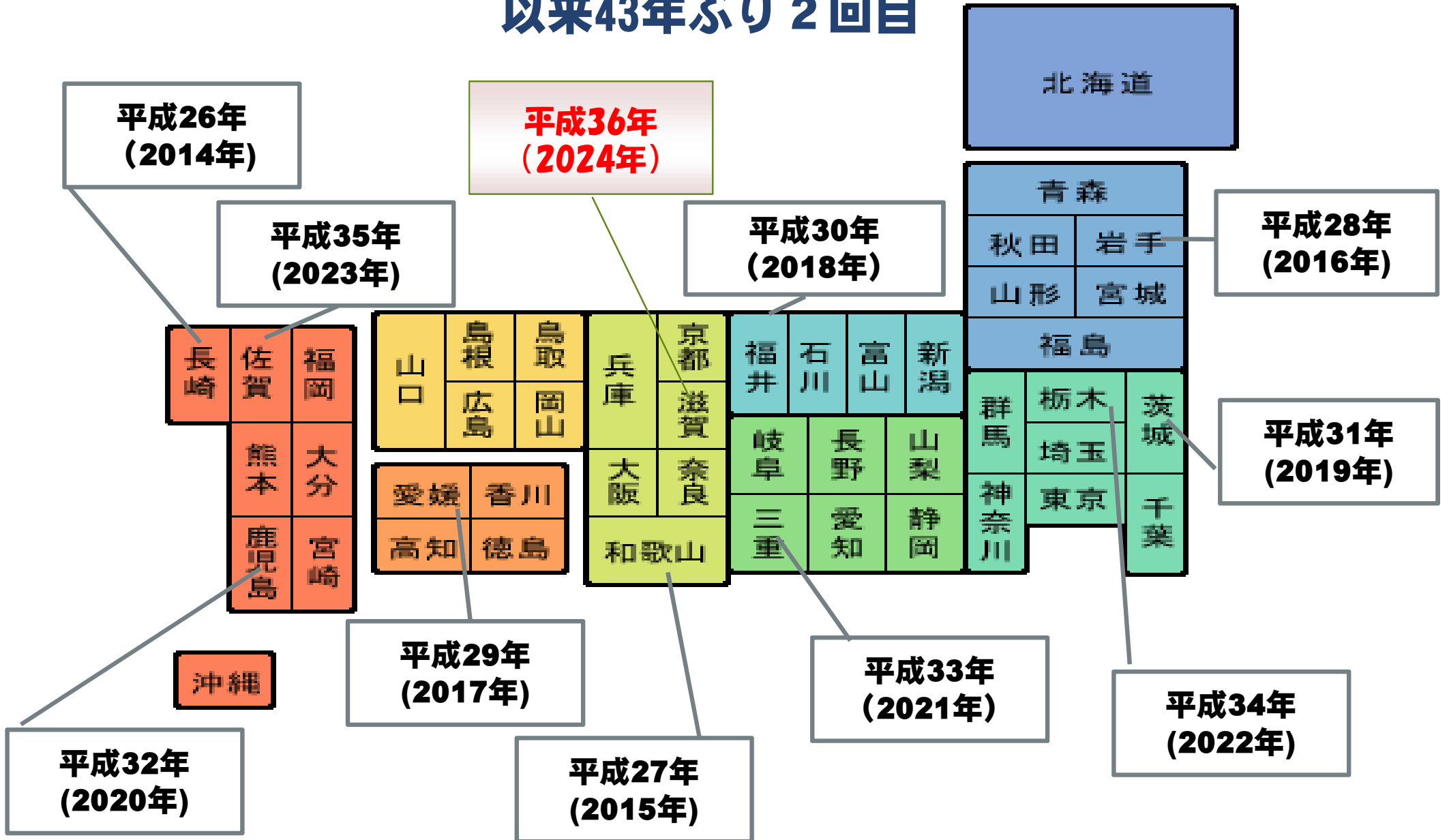
<公開競技> 5競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

<デモンストレーションスポーツ> 開催県の県民を対象

(例) バウンドテニス、少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

昭和56年（1981年）の「びわこ国体」 以来43年ぶり2回目



全国障害者スポーツ大会 (H13～)

経緯

- 平成13年に「全国身体障害者スポーツ大会」(昭和40年～)と、「全国知的障害者スポーツ大会」(平成4年～)が統合
- 平成20年には、精神障害者の競技も追加

目的

- 競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験
- 国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与

会期

- 国体の開催直後を原則として3日間

実施競技

- ・ 個人競技と団体競技。団体競技は、都道府県・指定都市対抗で実施

- ・ 「正式競技」のほか、広く障害者の間にスポーツを普及するための「オープン競技」がある

<正式競技>

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボール

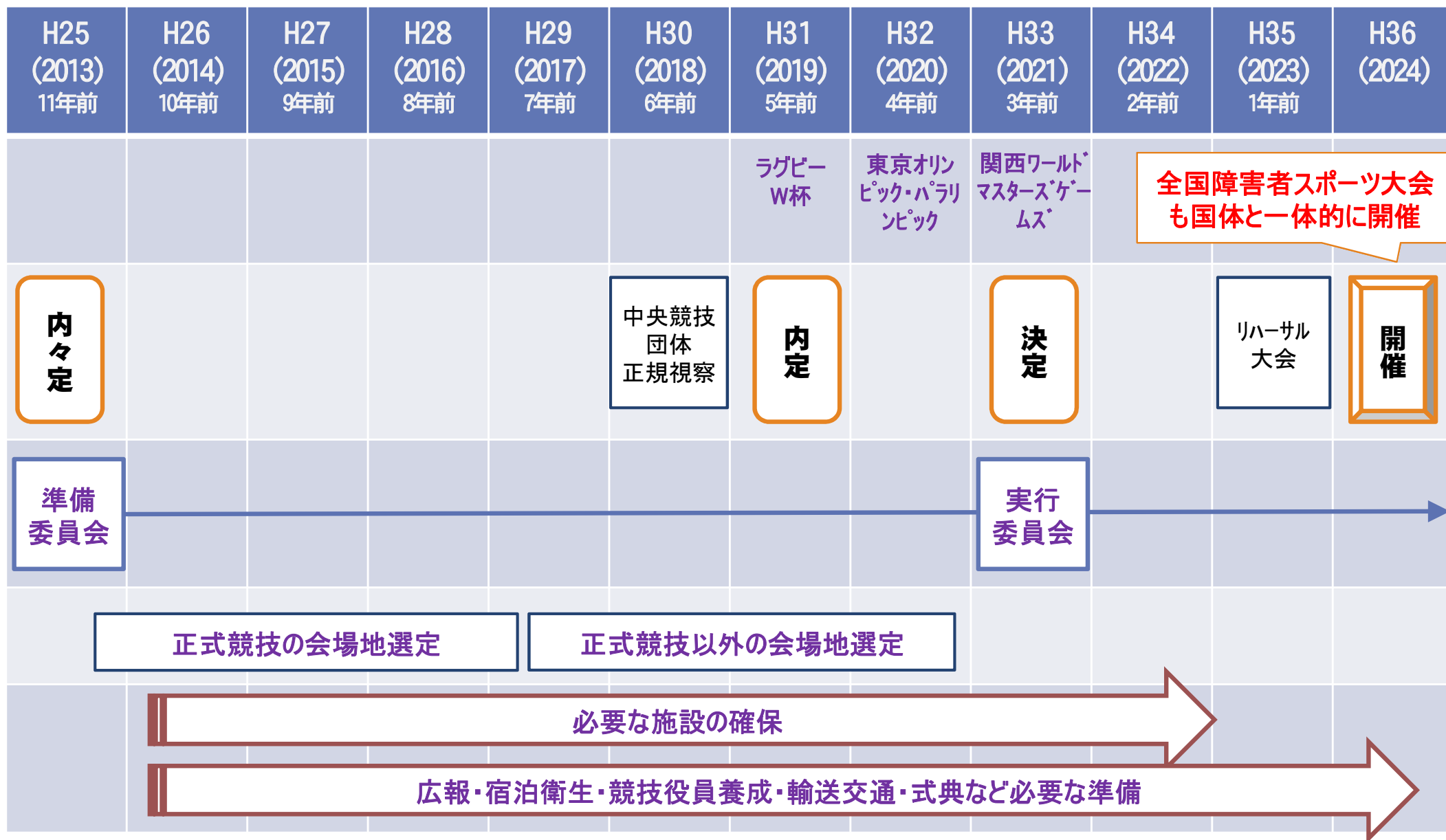
<オープン競技の例>

ふうせんバレーボール、視覚障害者ボウリング、車いすテニス、卓球バレー



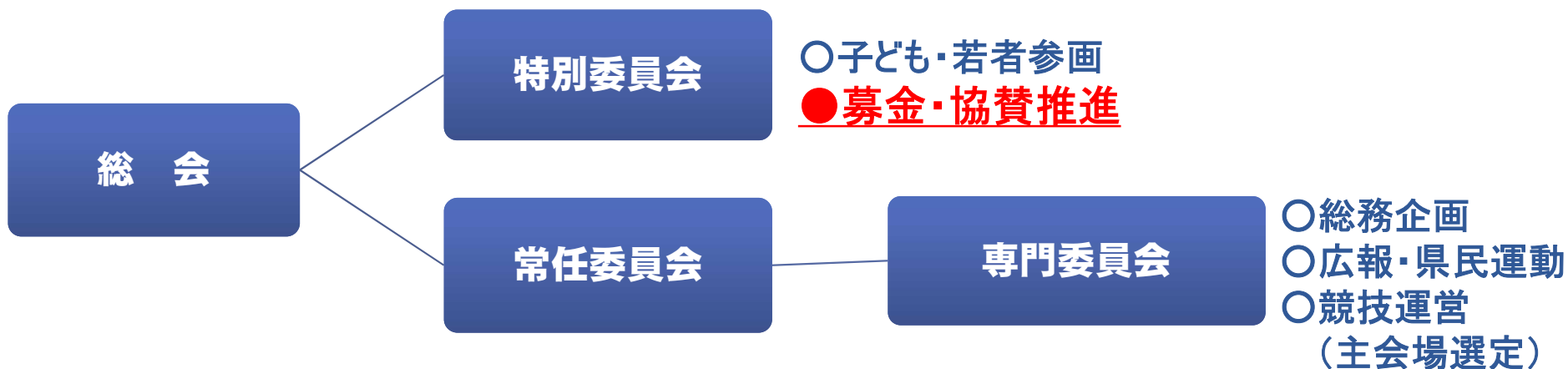
2. 滋賀県における開催準備の状況

国体開催までのスケジュール（案）



第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会

(H25.10設立)



※今後、準備の進捗に従い必要な専門委員会を追加

総会メンバー 314名 (H26.5現在)

会長	知事
副会長	県議会議長、副知事、県体協会長、県教育委員会委員長、市長会会長、町村会会長、県経済団体連合会会長
委員	市町長、県内の主要機関・団体の長
顧問	県選出国會議員
参与	県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表
監事	県会計管理者、市町会計管理者代表

国民体育大会開催基本方針 (H25.10 第1回総会決定)

- ① 滋賀をスポーツで元気にする国体
- ② 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体
- ③ 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体
- ④ 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体
- ⑤ 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体
- ⑥ 滋賀の未来に負担を残さない国体

主会場の決定 (H26.5 第2回常任委員会決定)

開・閉会式と陸上競技を行う主会場が
彦根総合運動場 に決定

※今後、県営都市公園として整備
※他の競技は、今後、順次決定する予定



3. 2024年 国体・全国障害者 スポーツ大会に向けた募金の方策検討

今後のスケジュール

- 「募金・協賛推進特別委員会」において、平成26年11月から平成27年3月まで募金の方策について検討。平成27年5月末頃の総会を経て、夏頃からの募金開始を目指す。
- なお、企業協賛は、（公財）日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、概ね開催3年前から実施する予定。

年月	募金・協賛推進特別委員会	準備委員会総会	事務局
平成26年 11月	○18日 第1回会議		
12月	○下旬 第2回会議		金融機関、県会計管理局その他 関係機関・団体との調整
平成27年 1月			
2月	○中旬 第3回会議		
3月	○中旬 第4回会議		領収書取扱要領、募金箱設置要 領等の内部管理規程作成
4月			
5月		○下旬 27年度 総会	募集パンフレット、募金箱など 必要物品の調達
6月			
7月	募 金 開 始		

滋賀県において策定する要綱等（案）

- | | | |
|---|-----------------|--------------------------------|
| 1 | <u>推進要綱</u> | 募金に係る基本的な事項 |
| 2 | <u>推進計画</u> | 募金を推進するためのアクションプラン |
| 3 | <u>謝意表明実施要領</u> | 募金額に応じた感謝の意を示す基準（要綱の謝意表明に係る細則） |
| 4 | <u>募金趣意書</u> | 県民等に向けて募金を呼びかける文書 |

1の推進要綱において規定すべき項目

- | | | | |
|----------|-------|-------------------|-----------|
| ① 名称（愛称） | ② 用途 | ③ 実施期間 | ④ 募金の種類 |
| ⑤ 対象者 | ⑥ 目標額 | ⑦ 受入れ方法
（管理方法） | ⑧ 謝意表明の実施 |

※⑧謝意表明の詳細は別途、謝意表明実施要領で規定

今後の審議内容



- 第1回会議・・・「1 推進要綱」の②用途、③実施期間（⑤対象者）、④募金の種類 および「2 推進計画」の内容（プラン）を中心に検討
- 第2回会議・・・上記以外も含め検討。論点や課題、様々なプランを整理
- 第3回会議・・・「1 推進要綱」～「3 謝意表明実施要領」の素案（骨格部分）を審議
- 第4回会議・・・「1 推進要綱」～「4 募金趣意書の案」を審議

先 催 県 の 例 (実行 (準備) 委員会が実施)

開催年	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
都 県 名	長崎県	和歌山県	岩手県	愛媛県
策定している要綱等 (内部管理規程を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 ○推進要綱 ○年度別募金実施計画、 募金推進月間実施計画 ○謝意表明実施要領 ○募金趣意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 ○推進要綱 ○推進計画 ○謝意表明実施要領 ○募金趣意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 ○推進要綱 ○推進計画 ○謝意表明実施要領 ○募金趣意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 ○推進要綱 ○謝意表明実施要領 ○募金趣意書
名 称 (愛 称)	長崎がんばらば国体・ 長崎がんばらば大会募金 (がんばくん募金)	紀の国わかやま国体・ 紀の国わかやま大会募金 (きいちゃん募金)	第71回国民体育大会・第16回 全国障害者スポーツ大会募金 (一)	愛顔つなぐ えひめ国体・えひめ大会 応援みきちゃん募金 (みきちゃん募金)
使 途	<ul style="list-style-type: none"> ○県民運動やボランティア活動 などの大会運営経費 ○両大会に係る東日本大震災 被災地支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民運動やボランティア活動など の大会運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○大会運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民運動やボランティア活動などの 大会運営経費 ○競技力向上 ※旧ひめっこ募金は、競技力向上 (主にジュニア育成強化)のみ
開 始 年 (実施期間)	3年前 (H23.9～H26.11)	5年前 (H22.3～H27.10)	4年前 (H24.10～H28.10)	3年前 (H26.8～H29.10) ※旧ひめっこ募金はH17～から実施 H26.8から みきちゃん募金に統合
種 類	<ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">○個人募金 <li style="margin-right: 10px;">○職場・職域募金 <li style="margin-right: 10px;">○企業・団体募金 <li style="margin-right: 10px;">○募金箱募金 <li style="margin-right: 10px;">○イベント募金 <li style="margin-right: 10px;">○その他(マスコットグッズ募金) ※愛媛県は、内容は同じだが、募金方法により区分			
対 象 者	県内外の法人・団体、個人	～H24.5 県内外の個人、団体 H24.5～ 上記に企業を追加	県内外の個人、企業・団体	県内外の個人、企業・団体
目 標 額	4億円	4億円	5億円	1億円
受入方法	○寄附者→実行委員会→県 ※県は基金に積立て	○寄附者→県 ※県は基金に積立て	○寄附者→実行委員会→県 ※県は基金に積立て	<ul style="list-style-type: none"> ○大会運営経費 寄附者→実行委員会→県 ○競技力向上 寄附者→県 ※県は基金に積立て ※旧ひめっこ募金は、寄附者→県

「募金の使途」

- 滋賀県では、「滋賀県スポーツ施設整備基金条例」を一部改正し、平成26年4月から「滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例」を施行。
- この基金では、国体や全国障害者スポーツ大会に向けて、3つの基金の目的（充当事業）を規定。
- 規定している目的は、「大会運営経費」「スポーツ施設の整備」「競技力向上」。
- 募金は、税控除等の関係から最終的に県が収入し、県の基金に積み立てる必要があるため、使途は、3つの目的すべて、またはそのうちの一部。さらにこれらの目的を特化することも可能。
(ジュニア選手等の育成、国体主会場整備、大会ボランティア活動・県民運動など)。

■ 滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例(抄)

第1条 第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条 (略)

2 基金の設置の目的のために寄附された寄附金は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(参考) 県に寄付した場合の寄附金控除

1. 個人が募金

- 寄附金額から2,000円を除いた額のうち一定の額が所得税および住民税から控除
- 確定申告により、所得税は寄附した年(暦年)の税額から還付。住民税は寄附した翌年度の税額から減額。

所得税	(1) 所得税分 = (寄附金額(※1) - 2,000円) × 所得税の限界税率(0~40%) (2) 復興特別所得税分 = (1)の金額 × 2.1%
住民税	(1) 基本控除分 = (寄附金額(※2) - 2,000円) × 10% (2) 特例控除分(※3) = (寄附金額(※2) - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)

※1 総所得金額の40%が上限 ※2 総所得金額の30%が上限 ※3 住民税所得割額の10%が上限

【例】50,000円を寄附(給与収入700万円、所得税限界税率20%、夫婦共働き・中学生以下の子ども2人)

控除対象外	控除額 48,000円			
	所得税 9,800		住民税 38,200	
	所得税控除 ※1	復興特別所得税 ※2	基本控除分 ※3	特例控除分 ※4
2,000	9,600	200	4,800	33,400

※1 (50,000円 - 2,000円) × 所得税限界税率20% ※2 所得税控除額 × 2.1%

※3 (50,000円 - 2,000円) × 10%(県民税4%、市町村民税6%) ※4 (50,000円 - 2,000円) × (90% - 20% × 1.021)

2. 法人が募金

- 法人税額の算定上、寄附金を支出した事業年度に全額が損金算入

「募金の種類」

➤ 先催県では、次の種類の募金を実施しているが、これだけでよいか検討。

①個人募金

- ・・・ 広く県民等からの募金（募金箱募金を除く）

②職場（職域）募金

- ・・・ 企業や団体等の職場（職域）単位でまとまってする募金

③企業・団体募金

- ・・・ 企業や団体等による募金

④募金箱募金

- ・・・ 施設等に設置する募金箱による募金

⑤イベント募金

- ・・・ 各種イベントと連携した募金

⑥グッズ（寄附付き商品）募金

- ・・・ 実行委員会自らがマスコットを使用したピンバッチやぬいぐるみ、ポロシャツ、ボールペン、QUOカードなどグッズを販売

➤ 赤い羽根共同募金や緑の募金などでは、「街頭募金」や「戸別募金」も実施。

「募金の推進計画」

- 先催県は、広報誌、パンフレット、各種メディア、屋外広告物、マスコットキャラクター等を使って推進。
- なお、大会の愛称・スローガンやマスコットキャラクターの作成は、通常は、開催5年前ごろ。
- 積極的な広報に加え、他にも募金活動を推進するために様々な工夫ができないか検討する必要がある。
- 滋賀県においては、募金活動を計画的かつ効率的に推進するため、アクションプランとしての中長期的な推進計画を策定。
- 計画本文と、年度・項目の計画表（マトリックス）による構成を想定。

検討する際の視点

- 「募金の使途」「実施期間」「募金の種類」などや、募金を推進していくための方策を検討する際には、大きくは、次の4つの視点を参考に検討してはどうか。
- なお、「実行（準備）委員会（または県）が自らできること」と「企業・団体等の相手方の協力を得て行うこと」は区別して検討する必要がある。後者については、協力していただきやすい環境の整備が中心。

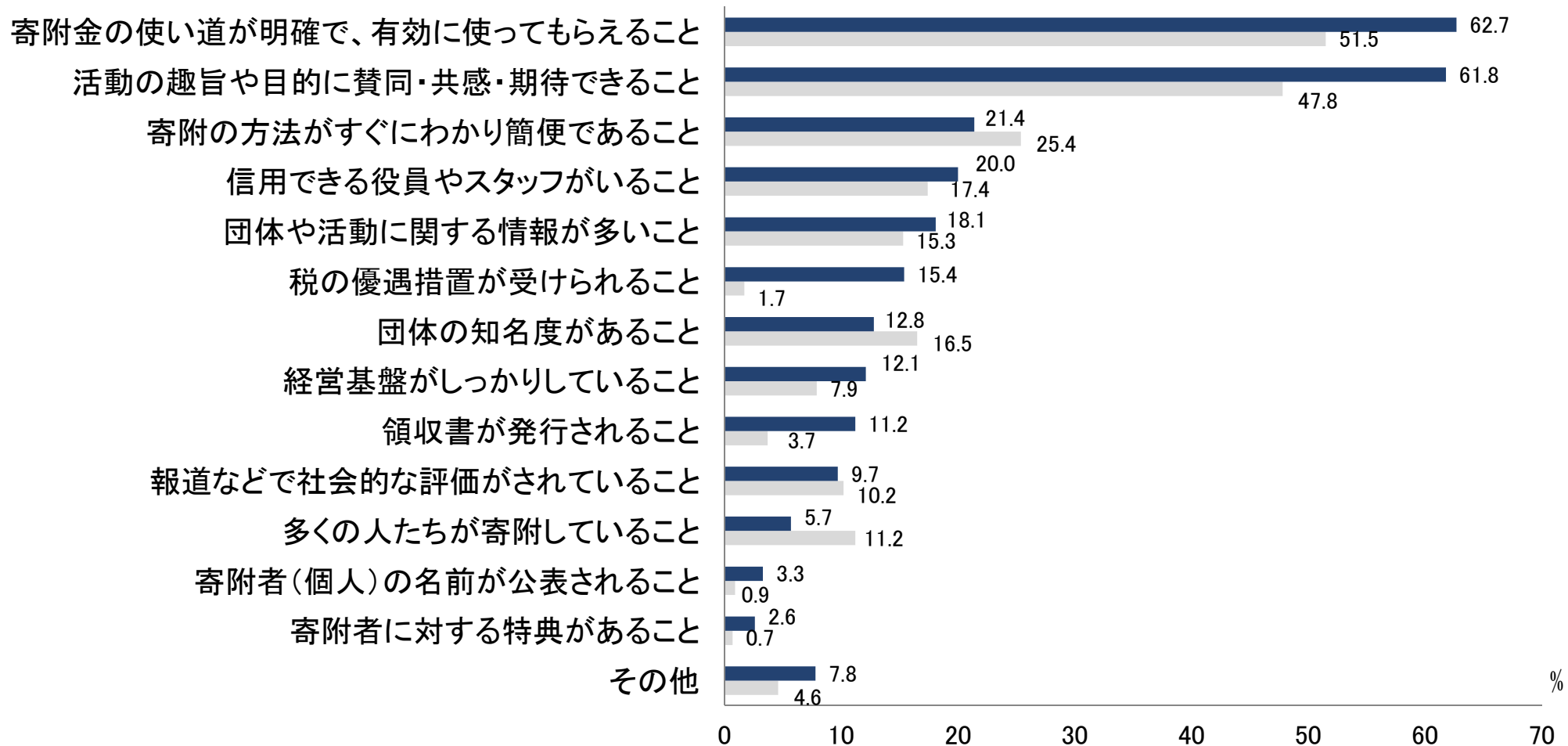


- 募金したいと思っただけの仕組み・ストーリーづくり
- 募金しやすい仕組みづくり
- 募金活動を周知し、広める仕組みづくり
- 2024年まで中だるみせず、持続する仕組みづくり

(参考) 寄附者の意識等

寄附先を選ぶ際に重視すること

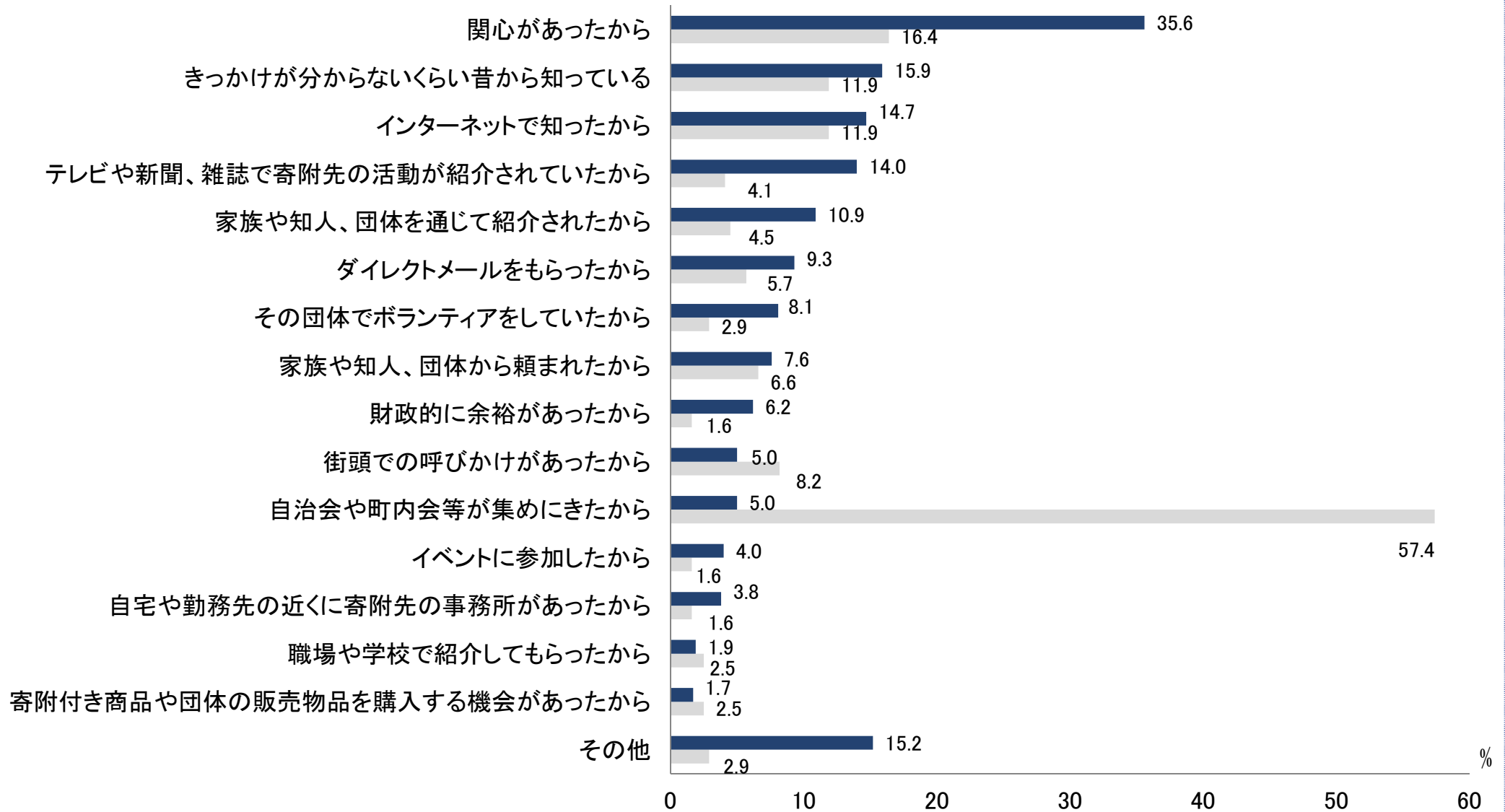
■ 5万円以上の寄附者 ■ 全寄附者



※「寄附白書2013」（日本ファンドレイジング協会）等を基に事務局が作成

寄附のきっかけ・経緯

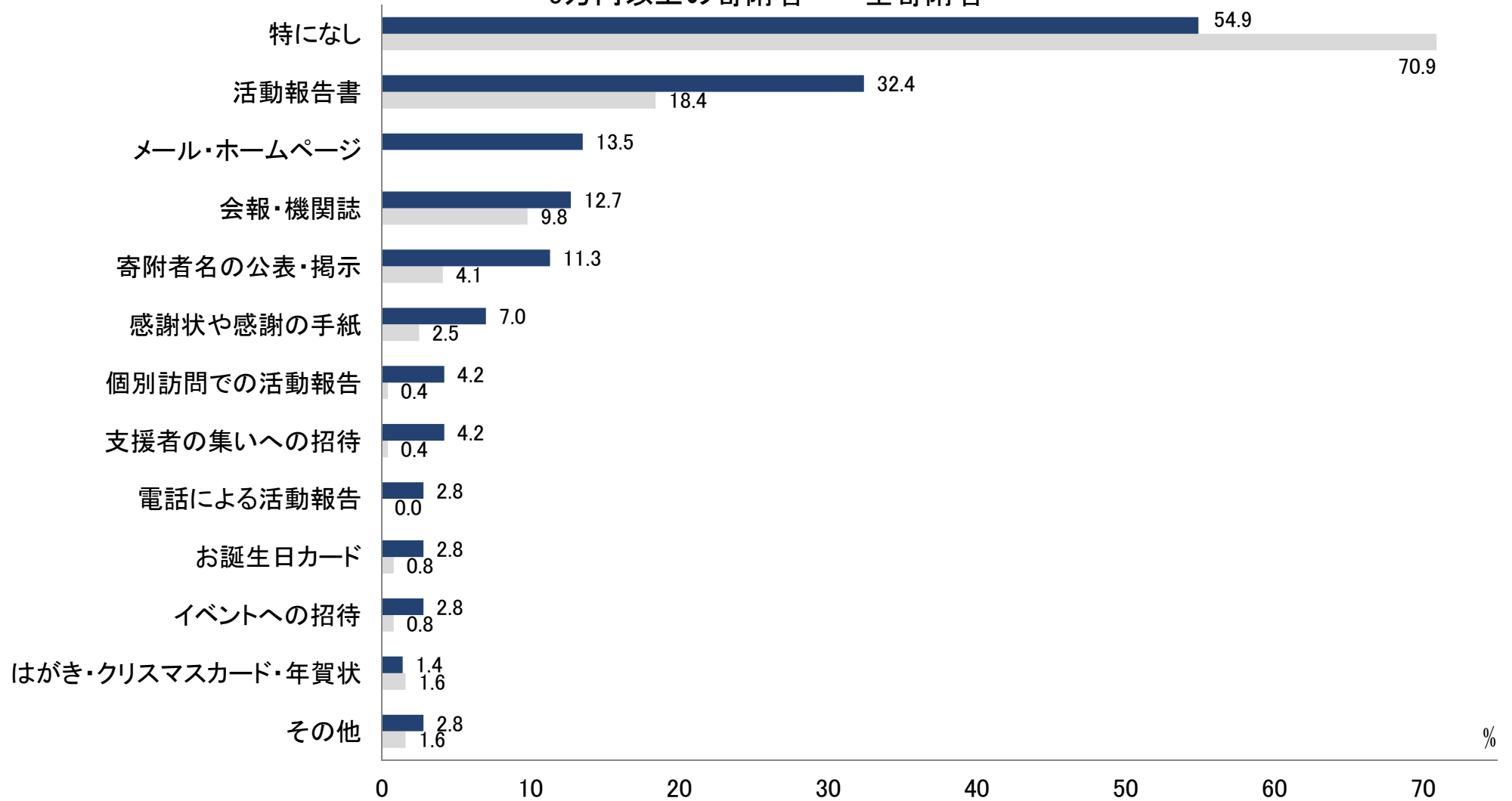
■ 5万円以上の寄附者 ■ 全寄附者



※「寄附白書2013」（日本ファンドレイジング協会）等を基に事務局が作成

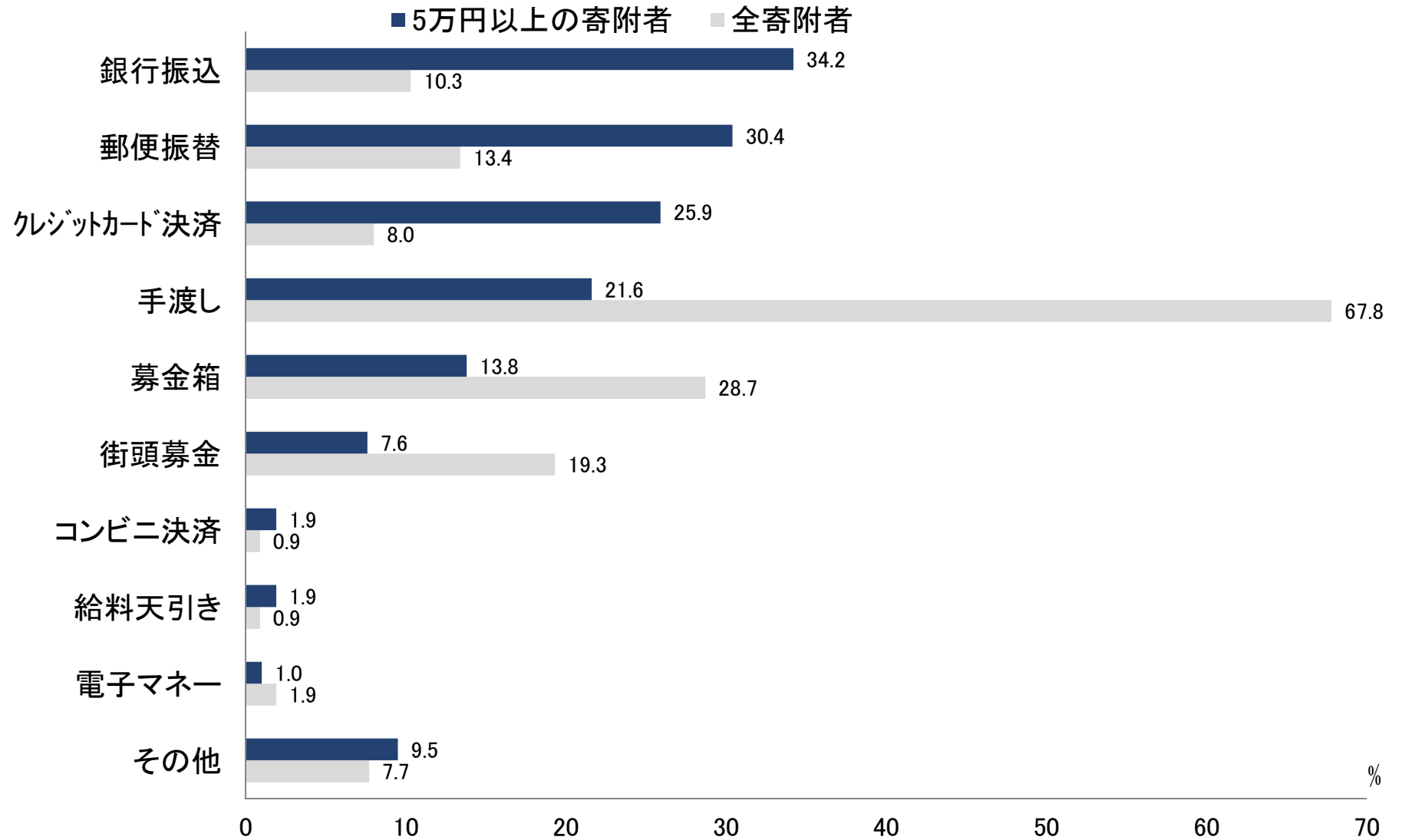
寄附先に期待すること

■ 5万円以上の寄附者 ■ 全寄附者



※「寄附白書2013」（日本ファンドレイジング協会）等を基に事務局が作成 ※全寄附者の「メール・ホームページ」については、項目なし

寄附の手段



※「寄附白書2013」（日本ファンドレイジング協会）等を基に事務局が作成